

岩手県監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づいて行った財務に関する事務の執行に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関

岩手県警察本部及び各警察署

2 監査執行年月日

(1) 予備監査 平成21年10月13日から10月23日

(2) 本監査 平成21年11月5日

3 担当監査委員

千葉 康一郎 樋下 正信 菊池 武利 谷地 信子

4 監査の対象

平成20年度の財務事務

5 監査に至った経緯

岩手県警察本部の内部調査の結果、平成20年12月9日公表の調査結果のほかに新たな需用費、役務費及び備品購入費の不適當な事務処理が明らかになったことから、地方自治法第199条第5項に基づき主に平成20年度会計について随時監査を実施し、その内容について点検及び確認を行うこととした。

6 監査の実施方法

監査対象機関から不適當な事務処理について報告を求め、その内容について支出関係書類や関係諸帳簿を点検・確認するとともに、関係職員から内容等を聴取した。

監査に当たり、平成21年度の定期監査実施（岩手県警察本部については9月14日実施）以前に判明し、その定期監査の結果と内部調査の報告内容が一致していたものについては、随時監査の対象外とした。

なお、対象経費の監査を行うに当たっては、岩手県警察本部の内部調査報告書による次の7態様を点検した。

(1) 預け金

事実とは異なる内容の関係書類を作成する等して、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたこととして業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させる等していたもの

(2) 差替え

業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの

(3) 一括払い

支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費等から購入代金を一括して支払っていたもの

(4) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたにもかかわらず、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載すること等により、物品が現年度に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの

(5) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたにもかかわらず、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載

すること等により、物品が現年度に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの

(6) 先払い

契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費等を支払っていたもの

(7) 契約前納入

関係書類に実際の納品日より後の日付を記載する等し、実際には当該物品が契約締結前に納入されていたにもかかわらず、契約締結後に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの

7 監査の結果

1の監査対象機関について、国庫補助対象経費及び県単独経費に係る予算の執行状況を点検した結果は、次のとおりである。

区分	不適当な事務処理			うち随時監査の対象としたもの		
	機関数	件数	支出額	機関数	件数	支出額
預け金	5	14	760,095円	2	3	28,875円
差替え	6	7	104,837円	5	6	81,212円
一括払い	1	1	5,250円	0	0	0円
翌年度納入	0	0	0円	0	0	0円
前年度納入	7	13	170,090円	7	13	170,090円
先払い	20	31	1,935,415円	20	31	1,935,415円
契約前納入	36	319	11,977,137円	36	319	11,977,137円
合計	41	385	14,952,824円	40	372	14,192,729円

※ 機関数の合計は実数であること。(平成20年度の岩手県警察本部所管の機関数は、全部で46機関である。)

(1) 不適当事案の内容

ア 預け金

預け金については、岩手県警察本部において、塗料、硬化剤等の契約した物品が納入されていないにもかかわらず、当該物品が納入されたとする事実とは異なる内容の支出関係書類を作成することにより需用費を支払って預け金としていたもの、岩手県水沢警察署において、シュレッダーの修理がされていないにもかかわらず修理がされたとして同様に需用費を支払い、業者に預け金として保有させて、後日、これを利用してリサイクルトナーを納入させていたものがあった。

また、預け金により納入された物品について業者の関係諸帳簿を点検・確認したところ、岩手県警察本部及び岩手県盛岡西警察署において、過年度の預け金残高を利用して、平成20年度に物品を納入させていたほか、岩手県警察本部、岩手県北上警察署及び岩手県釜石警察署においては、不適当事案が判明した平成20年12月以降に物品を納入させていたものがあった。

なお、預け金の用途については、事務用品等が中心であり、そのほとんどが公用と確認されているが、過年度において一部に職場の親睦会等で負担すべき内容のものと認められる事案もあった。

イ 差替え

差替えについては、岩手県警察本部、岩手県水沢警察署及び岩手県岩泉警察署において、パソコンの修理、いすキャスターの修理、ファクシミリの修理、シュレッダーの修理、ブレーキディスクパットの交換等を契約内容として支出関係書類を作成することにより需用費を支払い、実際には契約とは異なる物品であるCD-R、フラットファイル、デスクマット、スタンドパネル、ホイール付タイヤ等を納入させていた。

ウ 一括払い

一括払いについては、既に定期監査で点検・確認したところであり、新たな不適当事案は確認されなかった。

エ 翌年度納入

翌年度納入については、不適当事案は確認されなかった。

#### オ 前年度納入

前年度納入については、岩手県警察本部、岩手県盛岡東警察署及び岩手県釜石警察署において、交通実務六法等の書籍の納入、インクジェットプリンタの修理、公用車の修繕等が前年度に納入又は完了されていたにもかかわらず、支出関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載し、物品が現年度に納入されたこととして平成20年度予算により需用費を支払っていた。

#### カ 先払い

先払いについては、岩手県警察本部、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県紫波警察署、岩手県花巻警察署、岩手県北上警察署、岩手県一関警察署、岩手県岩泉警察署及び岩手県二戸警察署において、再生複写用紙、ゴミ袋等の物品や道路地図等の書籍が納入される前に納入されたこととして、支出関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費、役務費又は備品購入費を支払っていた。また、契約した物品の数量すべてが納入されていないにもかかわらず、すべて納入されたこととして支払っていたものもあった。

#### キ 契約前納入

契約前納入については、岩手県警察本部、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署、岩手県花巻警察署、岩手県北上警察署、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署、岩手県一関警察署、岩手県千厩警察署、岩手県大船渡警察署、岩手県遠野警察署、岩手県釜石警察署、岩手県宮古警察署、岩手県岩泉警察署及び岩手県二戸警察署において、公用車若しくは警備船の修繕又は再生複写用紙、書籍等の物品が契約締結日前に納入又は完了されていたにもかかわらず、契約締結後に納入されたこととして、支出関係書類に実際の納品日より後の日付を記載する等して、需用費又は役務費を支払っていた。

※ エからキまでについて、契約日、検収日、支払日及び納品日の点検・確認に当たっては、契約日、検収日及び支払日は県の支出関係書類、納品日は業者の関係諸帳簿に記録されている日付によって行った。

#### (2) 備品等の管理

新たな不適当事務で納入された備品（3万円以上の物品）については、平成20年度以前に納入されたものを含めて点検し、現物があるとされているものについて、その所在をすべて確認した。

また、平成20年12月に公表された不適当な事務処理で取得した備品については、平成21年2月に購入外物品登録の手続がされていることを抽出して確認した。

なお、職員が預け金により私的に流用したとされる備品については、捜査中であるという理由により確認ができなかった。

#### 8 監査意見

公費の不適当な事務処理が長年にわたり行われていたことに加え、定期監査以前から数次にわたり内部調査の状況を報告するよう要求したにもかかわらずその調査報告が著しく遅延したことは、安全安心な社会の維持にかかわり、職務遂行の公正さを求められる警察行政に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

これら不適当な事務処理のうち違法行為又は服務規律違反の行為があったものについては、速やかに実情を調査し、厳正な処置を取るとともに、県民への説明責任を果たし、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう行政執行体制の確立を図ることを強く望む。

今回の内部調査において公用として整理されている物品のうち、通常の公費購入として認めがたい物品も含まれていることから、その公費支弁する必要性についてはなお精査されたい。

また、この不適当な事務処理により取得した物品のうち備品に該当するものについては、速やかに購入外物品登録をし、適切な管理をされたい。